

大川広域行政組合職員の退職勧奨に関する規程

〔 令和 5年 3月24日 〕
訓 令 第 1 号

大川広域行政組合職員の勧奨退職等に関する規程（昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、定数の減少、職制の改廃、予算の減少その他事務の合理化により過員又は廃職を生じた場合、及び職員の新陳代謝を促進し、人事の刷新を図ることを目的として、勧奨退職する場合における手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象職員の範囲）

第2条 退職勧奨の対象とする職員は、大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号）第4条第2項に規定する給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員以外の職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうち任命権者が必要と認めた者とする。

- (1) 年齢が満55歳以上60歳未満の職員
- (2) 心身の故障により職務の遂行に支障がある職員
- (3) 前各号に掲げる職員以外で任命権者が特に必要と認めたもの

2 前項第1号に掲げる職員に対する退職の勧奨は、当該職員が同号の要件を満たすこととなる年度の4月1日から当月30日までの間に行うものとする。

3 退職の勧奨は、退職勧奨通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 前項の規定により退職の勧奨を受けた職員が、勧奨に応じて退職しようとするときは、退職勧奨通知書を受け取った日から7日以内に退職届（様式第2号）を任命権者に提出しなければならない。

（退職の申出）

第3条 前条に規定するもののほか、任命権者は勤続期間が10年以上で年齢が満55歳以上60歳未満の職員で勧奨による退職を希望する者に対し、勧奨の扱いをすることができる。この場合において、勤続期間及び年齢の基準日は、退職の日とする。

2 前項に規定する勧奨による退職を希望する職員は、退職を希望する年度の4月2日から当月30日までの期間に、所属長を経て退職勧奨申出書（様式第3号）を任命権者に提出し、任命権者は管理者に通知するものとする。

（退職の承認）

第4条 任命権者は、前条第2項の規定による申出を認めるときは、勧奨による退職を承認するものとし、退職勧奨承認通知書（様式第4号）を当該職員に通知するものとする。

（退職の日）

第5条 退職勧奨による職員の退職日は、承認された年度の3月31日とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(退職勧奨記録の作成及び記載事項等)

第6条 退職勧奨記録簿(様式第5号)は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

2 退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢
- (4) 退職勧奨又は勧奨申出を行った年月日及びその理由
- (5) 退職勧奨に対する職員の応諾年月日又は勧奨承認の年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

3 退職勧奨の記録には、職員が提出した退職届又は退職勧奨申出書の写しを添付しなければならない。

4 退職勧奨の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が職員の退職の日から10年間保管しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 任命権者は、勧奨により退職する職員が偽りその他不正な手段により第3条第1項に規定する申出をしたと認めるとき、又は第2条第4項の規定により退職を承諾し、若しくは第4条の規定により退職することにつき任命権者の承認を得た後に、大川広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例)第2条に規定する処分(故意又は重大な過失によらないで、管理又は監督職に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)を受けたときは、退職の勧奨を取り消すことができる。

(事前協議)

第8条 管理者以外の任命権者は、第2条第1項及び第3条第1項並びに第5条の規定による手續きをするときは、あらかじめ管理者と協議するものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の大川広域行政組合職員の勧奨退職等に関する規程第4条第2項に規定する承諾書を任命権者に提出している者の勧奨退職をする場合における手續等については、改正後の大川広域行政組合職員の勧奨退職に関する規程に関わらず、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

任命権者

退職勧奨通知書

あなたを、大川広域行政組合職員の退職勧奨に関する規程に基づき、退職の勧奨を通知いたします。

なお、承諾する場合は、 年 月 日までに退職届を提出されるようお願いいたします。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

任命権者 様

所 属

職 名

氏 名

印

生年月日

退 職 届

私は、大川広域行政組合職員の退職勧奨に関する規程に基づく勧奨を受けて退職することに同意し、

年 月 日付けをもって退職したいので、ご承認くださるよう、お願いいたします。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

任命権者 様

所 属
職 名
氏 名
生年月日
印

退職勧奨申出書

私は、大川広域行政組合職員の退職勧奨に関する規程に基づき、勧奨を受けて退職したいので、申出いたします。

退 職 予 定 日	
退 職 予 定 年 度 末 に お け る 年 齢	
退 職 予 定 年 度 末 に お け る 勤 続 年 数	
申 出 理 由	

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

任命権者

退職勧奨承認通知書

年 月 日付けで提出のあった退職勧奨の申出を承認しましたので、通知します。

記

退職の期日 年 月 日

様式第5号（第6条関係）

退職勧奨記録簿

記録簿調製日 年 月 日

氏 名		生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）
所 属		性 別	男 ・ 女
職 名		採 用 年 月 日	年 月 日
給 料 月 額	円	退 職 年 月 日	年 月 日
	級 号給	勤 続 期 間	年 月

退職勧奨年月日 (勧奨申出年月日)	年 月 日	勧奨承諾年月日 (勧奨承認年月日)	年 月 日
退職勧奨 (退職申出) の理由			
参 考 事 項			
作 成 者	職 名		
	氏 名		

- 注) 1 「所属」、「職名」、「給料月額」の各欄は、すべて退職時のものを記入する。
- 2 「生年月日」欄の年齢は、退職時の満年齢を記入する。
- 3 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位）を記入する。
- 4 「退職勧奨（退職申出）の理由」欄は、退職勧奨を行う事情その他の理由を記入する。
- 5 「参考事項」欄は、退職勧奨を行うにあたり留意した職員に係る事情その他参考となる事項を記入する。